

築上町循環型社会形成推進地域計画

令和 2 年 11 月

築 上 町

【 目 次 】

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水の処理の現状	2
3. 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	6
(3) 処理施設等の整備	8
(4) 施設整備に関する計画支援事業	9
(5) その他の施策	9
4. 計画のフォローアップと事後評価	9
(1) 計画のフォローアップ	9
(2) 事後評価及び計画の見直し	9

【添付資料】

添付資料1 対象地域図	10
添付資料2 現有施設の概要	11
添付資料3 地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽区域図を含む）	13
様式1：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	15
人口等の要因に関するトレンドグラフ	18
様式2：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	20
様式3：地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	21
参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	22
参考資料様式6 施設概要（浄化槽系）	23

築上町循環型社会形成推進地域計画

築上町

令和2年11月20日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名：築上町

面積：119.61 km²

人口：17,788人（令和2年10月31日現在）

地域種別：過疎地域

(2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画(以下、「本計画」という)は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

ア. ごみ処理に関する基本的な方向

本町から排出されるごみのうち、可燃ごみは、築上町清掃センター内のごみ固形燃料化施設に搬入され、RDF（固形燃料物）として生まれ変わり再利用されている。不燃性ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、築上町清掃センター内のリサイクル施設に搬入され、再資源化されている。RDF不適物や不燃残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処理されている。

本町では、ごみに関する出前講座の実施、生ごみ処理機の購入者に対する補助金の交付等に取り組んでいるが、生活系ごみの1人1日当たりの排出量は福岡県全体を上回っており、生活系ごみのさらなる減量化・資源化を推進していく。

イ. 生活排水に関する基本的な方向

本町は、生活排水処理率を高めるため、公共下水道及び浄化槽の整備を進めてきた。現在の生活排水処理率は約50%である。今後、さらに処理人口の拡大を図り、公共水域の水質保全と衛生的な生活環境を保持していく。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本町では、ごみ固形燃料化施設や、し尿の液肥化施設の運用により、独自のごみ処理体制を構築していることから、具体的な広域化の検討は行っていない。

当面は現行の処理体制を維持するものの、施設改修等の節目においては将来的な広域化について、福岡県及び周辺自治体と協議・検討する可能性がある。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理の状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め5,947 tであり、再生利用される「総資源化量」は3,074 t、リサイクル率(=[直接資源化量+処理後再生利用量+集団回収量]÷[排出量+集団回収量])は51.7%である。

中間処理による減量化量は2,827 tであり、排出量の47.5%が減量化されている。また、総集排出量の0.8%に当たる46 tが埋め立てられている。

なお、中間処理では焼却処理を行っていない。可燃ごみはごみ固形燃料化施設で全量処理し、2,087 tのごみ固形燃料を製造している。

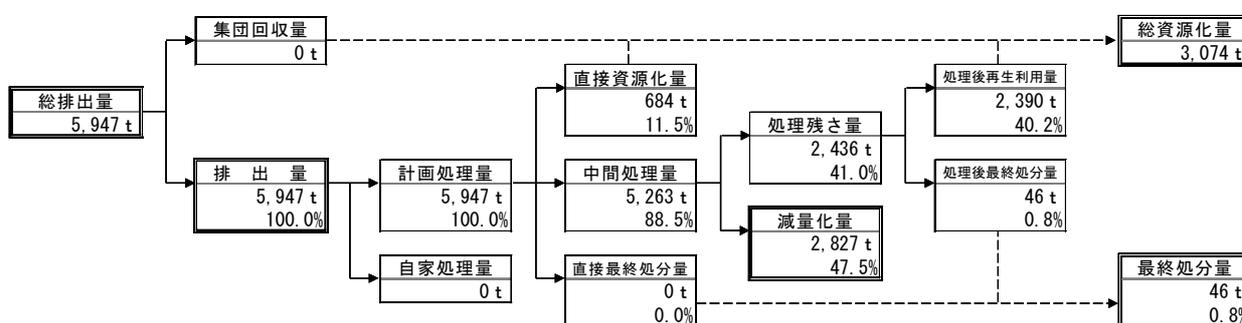


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度実績）

(2) 生活排水の処理の現状

令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で18,115人であり、水洗化人口は9,074人、生活排水処理率は50.1%である。

し尿発生量は9,548kl/年、浄化槽汚泥発生量は4,506 kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は14,054 kl/年である。

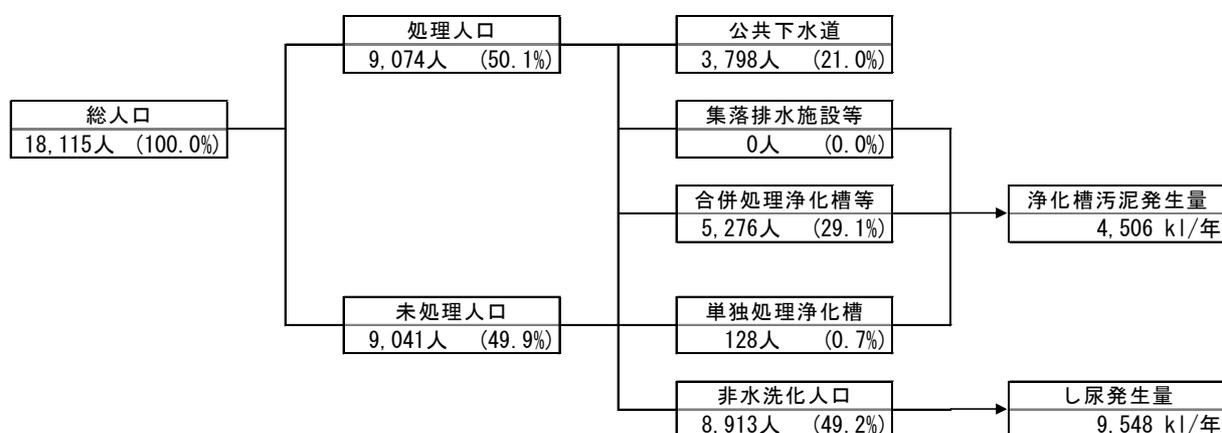


図2 生活排水の処理状況フロー（令和元年度実績）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (令和元年度)	目 標 (割合※ ¹) (令和7年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	127 t	114 t	-10.2 %
	1事業所当たりの排出量※ ²	0.13 t/事業所	0.12 t/事業所	-7.7 %
	生活系 総排出量	5,820 t	4,987 t	-14.3 %
	1人当たりの排出量※ ³	238 kg/人	232 kg/人	-2.5 %
	事業系生活系排出量合計	5,947 t	5,101 t	-14.2 %
再 生 利 用 量	直接資源化量	684 t (11.5%)	663 t	(13.0 %)
	総資源化量	3,074 t (51.7%)	2,840 t	(55.7 %)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	— MWh	— MWh	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	2,827 t (47.5%)	2,221 t	(43.5 %)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	46 t (0.8%)	40 t	(0.8 %)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}/(事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)={(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)}/(人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)〔単位：t〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

エネルギー回収量：エネルギー回収推進施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：t〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕

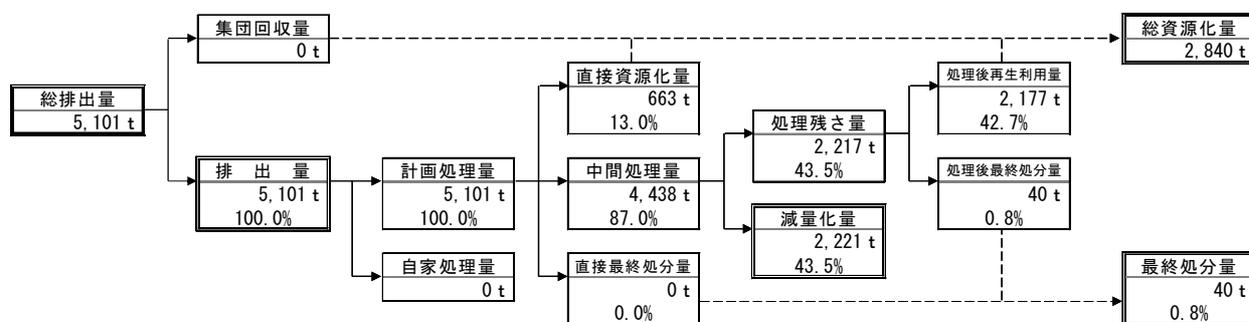


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)
処理形態別 人口	公共下水道	3,798 人 (21.0%)	5,350 人 (32.7%)
	農業集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	5,276 人 (29.1%)	4,505 人 (27.5%)
	未処理人口	9,041 人 (49.9%)	6,528 人 (39.8%)
	合計	18,115 人	16,383 人
し尿・汚泥 の量	汲み取りし尿量	9,471 kl	6,779 kl
	自家処理し尿量	77 kl	77 kl
	浄化槽汚泥量	4,506 kl	3,863 kl
	合計	14,054 kl	10,719 kl

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

以下の施策を展開することにより、廃棄物の発生抑制及び再使用の推進を図っていく。

ア. ごみ処理の有料化

ごみの減量化や分別意識の向上、ごみ排出量に応じた負担の公平化のため、ごみ処理手数料の有料化を継続する。また、状況に応じ、町指定家庭ごみ袋の価格の見直しを検討する。

イ. 生ごみ処理機等の利用促進

築上町生ごみ処理機購入補助金交付要綱に基づき、引き続き生ごみ処理機器の購入者に対し補助金を交付することで、生ごみ処理機等の利用を促進し、生ごみの堆肥化、減量化を図る。

ウ. ワンウェイプラスチック製品の使用削減

ワンウェイプラスチック製品が必要以上に使用・廃棄されないように、マイボトル、マイバック等の使用を呼びかける。また、イベント等で使用される容器のリユース食器への転換を推進する。

エ. 食品ロスの削減に関する情報発信

食品ロスの削減に関する先進的な優良事例を収集し、町民・事業者へ情報提供を行うとともに、取組実施に当たっては支援を行う。また、野菜の皮や茎を活用したレシピや余った料理をアレンジしたりメイクレシピなどの食材を無駄にしないレシピを町報や町 HP 等に掲載し、食品ロスの削減を促進する。

オ. 資源物の分別徹底

資源物が可燃性ごみとして排出されないよう、町の広報紙やホームページ等を利用し、町民・事業者へ分別徹底を啓発する。

カ. 集団資源回収の促進

PTA や子ども会等の団体による資源回収を促進するため、築上町古紙回収促進補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することで活動を支援する。

キ. 環境教育、啓発活動の充実

住民、事業者に対してごみの減量化、再利用及び再資源化、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的となるよう関係団体と協力していく。

また、町の広報紙やホームページ等を利用して啓発を行い、住民のごみ減量化に関する意識の向上を図る。さらに、環境教育の一環として児童の施設見学等、教育啓発活動に積極的に取り組んでいく。

ク. 生活排水対策に関する内容

令和元年度において、生活排水処理率は 50.1%である。今後も、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、水環境の回復、保全に関する広報・啓発活動、環境教育を積極的に行っていく。

(2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

生活系ごみの分別区分及び処理方法については、表3及び表4のとおりである。

可燃性ごみについては、ごみ固形燃料化施設で処理している。同施設は稼働開始後20年経過しているが、今後も施設改修を行いながら同施設での処理を継続することとしている。

不燃性ごみ及び資源物等についても、現状の処理体制を維持して再資源化の推進を図っていくが、より一層の適正処理や資源物回収等の効率化を図るため、令和3年度～令和5年度にかけて築上町清掃センター内にストックヤードの建設を予定している。

最終処分については、埋め立て可能な有効容量が逼迫してきている。最終処分場における残余容量の逼迫に対応するため、搬入ごみの再分別など、最終処分量の削減方策等を検討していく。

表3 生活系ごみの分別区分及び処理方法の現状と今後

【現状（令和元年）】

分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t/年)
		一次処理	二次処理	
可燃性ごみ	固形燃料化	築上町清掃センター（ごみ固形燃料化施設）	委託（民間）	4,399
不燃性ごみ	選別、リサイクル	築上町清掃センター（リサイクル施設）	委託（民間）	583
資源ごみ	選別、リサイクル	築上町清掃センター（リサイクル施設）	委託（民間）	677
粗大ごみ	破碎、リサイクル	築上町清掃センター（リサイクル施設）	委託（民間）	281
有害ごみ	選別、リサイクル	築上町清掃センター（リサイクル施設）	委託（民間）	7



【今後（令和7年）】

分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t/年)
		一次処理	二次処理	
可燃性ごみ	固形燃料化	築上町清掃センター（ごみ固形燃料化施設）	委託（民間）	3,709
不燃性ごみ	選別、リサイクル	築上町清掃センター（ストックヤード、リサイクル施設）	委託（民間）	492
資源ごみ	選別、リサイクル	築上町清掃センター（ストックヤード、リサイクル施設）	委託（民間）	656
粗大ごみ	破碎、リサイクル	築上町清掃センター（ストックヤード、リサイクル施設）	委託（民間）	237
有害ごみ	選別、リサイクル	築上町清掃センター（リサイクル施設）	委託（民間）	7

表4 生活系ごみの分別区分（詳細）

区分		対象物品	
収集ごみ	可燃性ごみ	○生ごみ ○ペットボトル ○紙パック ○紙くず ○トレー類 ○紙おむつ ○生花・枯葉 ○貝殻	
	不燃性ごみ	その他類	○プラスチック類 ○小型電化製品 ○飲食料用以外のかん・びん ○皮革製品 ○カセットテープ類 ○おもちゃ
		飲食料用のびん	○ジュース・酒類・調味料などの飲食料用のびん
		飲食料用のかん	○ジュース・ビール・調味料・缶づめ・お菓子等の飲食料用のかん
	資源ごみ	○新聞・雑誌などの古紙 ○衣類 ○ダンボール	
粗大ごみ（可燃・不燃）		○ふとん ○ベッド ○ソファ ○タンス ○棚類 ○机 ○いす ○ストーブ ○扇風機 ○自転車 ○剪定枝	
有害ごみ		○使用済乾電池 ○体温計（水銀使用）	

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。また、事業系ごみの排出量に向けて、商工会や団体を通じたごみの減量化や適正処理の啓発、多量排出事業者に対する指導に取り組む。

ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は、一般廃棄物処理施設で産業廃棄物の処理を行っていない。今後も一般廃棄物処理施設での産業廃棄物の処理は行わない。

エ. 生活排水処理の現状と今後

本町で排出されるし尿・浄化槽汚泥は、「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」で液肥として製造処理され、製造された液肥は、農地へ散布されている。し尿、浄化槽汚泥については、引き続き液肥化を行う。

また、水洗化が進んでいない地域を中心に公共下水道や合併処理浄化槽の整備を進めていく。

オ. 今後の処理体制の要点

- ◇ 不燃性ごみ及び資源物等のより一層の適正処理や資源物回収等の効率化を図るため、築上町清掃センター内にストックヤードを建設する。
- ◇ 最終処分場については、残余容量の逼迫に対応するため、最終処分量の削減方策等を検討していく。
- ◇ 事業系一般廃棄物については、商工会や団体を通じたごみの減量化や適正処理の啓発、多量排出事業者に対する指導に取り組む。
- ◇ 一般廃棄物処理施設での産業廃棄物の処理は行わない。
- ◇ し尿・浄化槽汚泥は、引き続き「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」で液肥化を行う。

(3) 処理施設の整備

ア. 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で本地域のごみを処理するため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ストックヤード(既存焼却施設解体事業を含む)	(仮称)築上町清掃センター焼却施設解体及びストックヤード整備事業	900m ²	築上郡築上町大字築城 1784番地	R3~R5

(整備理由)

事業番号1：リサイクル推進のための保管場所確保

イ. 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数 (基) (令和元年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	整備期間
2	浄化槽設置整備事業	8基	22基	54人	R2~R6

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に係る計画支援事業は本計画期間内に実施しない。

(5) その他の施策

その他、本地域の循環型社会を形成するために、以下の施策を実施していく。

ア. 適正処理困難物等の対応

本町の収集・処理体制では処理が困難な廃棄物は、購入した販売店等による引き取り、または一般廃棄物処理業者の活用を促進させる。

イ. 不法投棄対策等の強化

法令やごみ出しルールの普及・啓発に努め、廃棄物の不法投棄に対する監視体制を強化するとともに違反者に対しては厳格な対応を行うことにより、不法投棄の防止を図る。

ウ. 災害時の廃棄物処理

災害時に発生する廃棄物については、「築上町災害廃棄物処理計画」に基づき地域内及び周辺地域と連携し対応する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本計画は毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて福岡県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果は公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料 1 対象地域図



添付資料 2 現有処理施設の概要

ごみ処理施設

項目	内容
名称	ごみ焼却施設
所在地	福岡県築上郡築上町大字築城 1784 番地（築上町清掃センター内）
処理方法	機械式バッチ式
処理能力	30 t/8h (15 t/8 h×2 炉)
竣工	昭和 54 年 4 月（平成 12 年 3 月以降稼働停止）

項目	内容
名称	ごみ固形燃料化施設
所在地	福岡県築上郡築上町大字築城 1784 番地（築上町清掃センター内）
処理方法	RDF 方式
処理能力	25 t/8 h
竣工	平成 12 年 4 月

項目	内容
名称	リサイクル施設
所在地	福岡県築上郡築上町大字築城 1784 番地（築上町清掃センター内）
処理方法	破碎・選別
対象物	不燃性ごみ、びん、かん、粗大ごみ
処理能力	7 t/5 h
竣工	平成 16 年 8 月

項目	内容
名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	福岡県築上郡築上町大字築城 1784 番地（築上町清掃センター内）
埋立方法	準好気性埋立
埋立対象物	RDF 不適物、不燃残渣
埋立地面積	2,571m ²
埋立容積	9,820m ³
埋立期間	平成 12 年 4 月～令和 5 年 3 月（25 ヲ年）
浸出水処理能力	0.5m ³ /日
浸出水処理方式	凝集沈殿方式
跡地利用計画	倉庫

生活排水処理施設

施設名称	処理方式	処理能力	供用開始
築上町有機液肥製造施設	好気的高温発酵処理方式	18.7 kl/日	平成6年4月
築上町第2有機液肥製造施設	好気的高温発酵処理方式	19.52 kl/日	平成29年10月

添付資料3 地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽区域図を含む）

【処理施設の位置図】

本計画記載の事業（事業番号1）において、下図の施設のうち焼却施設を解体し、ストックヤードを新設する。

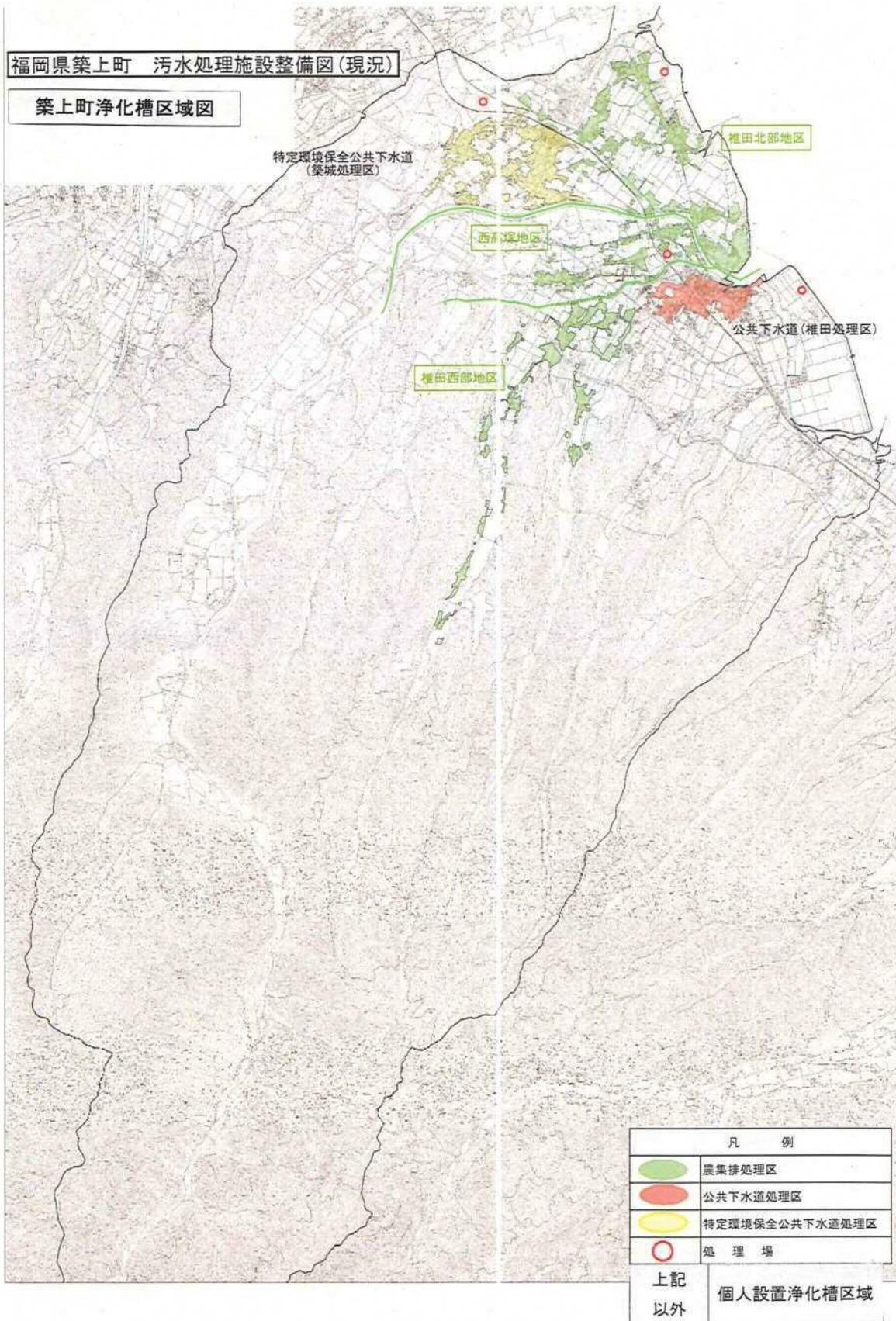
地理院地図



※ 電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成

【浄化槽の区域図】

本計画記載の事業（事業番号2）では、下図の個人設置浄化槽区域を対象とする。



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	築上町	(2)地域内人口	17,788 人	(3)地域面積	119.61 km ²
(4)構成市町村等名	—	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 <u>過疎</u> その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： — 設立(予定)年月日：— 設立されていない場合、今後の見通し：				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和7年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	133	144	161	136	128	127	114 (R1比 -10.2%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.14	0.17	0.18	0.15	0.13	0.13	0.12
	生活系 総排出量(トン)	5,751	5,361	5,637	5,705	5,682	5,820	4,987 (R1比 -14.3%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	223	228	228	231	227	238	232
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	5,884	5,505	5,798	5,841	5,810	5,947	5,101 (R1比 -14.2%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	466	466	441	690	701	684	663
	総資源化量(トン)	(7.9%)	(8.5%)	(7.6%)	(11.8%)	(12.1%)	(11.5%)	(13.0%)
		3,179	3,179	2,794	3,019	3,050	3,074	2,840
		(54.0%)	(57.7%)	(48.2%)	(51.7%)	(52.5%)	(51.7%)	(55.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	—	—	—	—
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—	—
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	2,406	2,027	2,927	2,530	2,566	2,827	
		(40.9%)	(36.8%)	(50.5%)	(43.3%)	(44.2%)	(47.5%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	299	299	77	292	194	46	40
		(5.1%)	(5.4%)	(1.3%)	(5.0%)	(3.3%)	(0.8%)	(0.8%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

—

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	築上町清掃センター	築上町	機械式バッチ式	30 t/8 h	S54.4	H12.3	R3.10	
固形燃料化施設	ごみ固形燃料化施設	築上町	RDF方式	25 t/8 h	H12.4	—	—	—
リサイクルセンター	リサイクル施設	築上町	破碎・選別	7 t/5 h	H16.8	—	—	—
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	築上町	準好気性埋立	9,820m ³	H12.4	—	—	—
し尿処理施設	築上町有機液肥製造施設	築上町	好気的高温発酵処理方式	18.7 kl/日	H6.4	—	—	—
し尿処理施設	築上町第2有機液肥製造施設	築上町	好気的高温発酵処理方式	19.52 kl/日	H29.10	—	—	—

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
ストックヤード	ストックヤード	築上町	一時保管	900m ²	R5.9	資源化のための新設	有(築上町清掃センター)	—

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状						目標	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和7年度	
総人口	19,632	19,346	18,853	18,515	18,552	18,115	16,383	
公共下水道	汚水衛生処理人口	2,702	2,889	3,122	3,369	3,670	3,798	5,350
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13.8%	14.9%	16.6%	18.2%	19.8%	21.0%	32.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,756	5,817	5,766	5,651	6,101	5,276	4,505
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	29.3%	30.1%	30.6%	30.5%	32.9%	29.1%	27.5%
未処理人口	11,174	10,640	9,965	9,495	8,781	9,041	6,528	

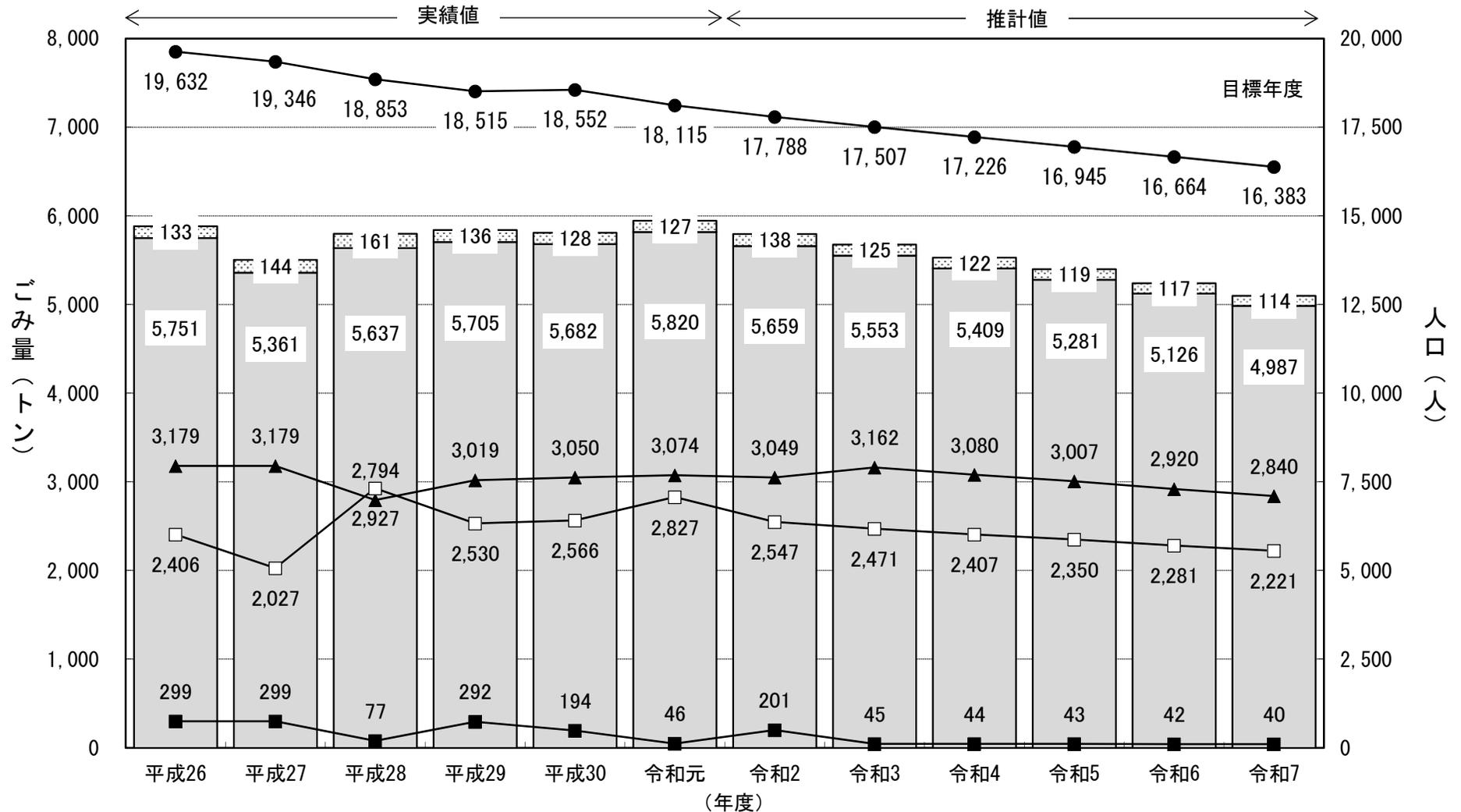
※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

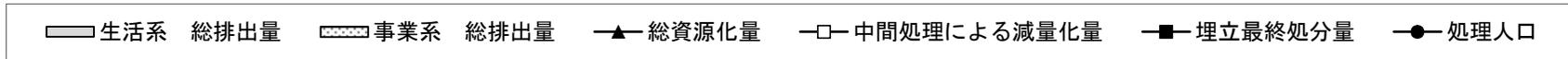
施設種別	事業主体	現有施設の内容			現有施設の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	築上町						令和7年度	

添付資料2 人口等の要因に関するトレンドグラフ(目標の設定に関するグラフ)

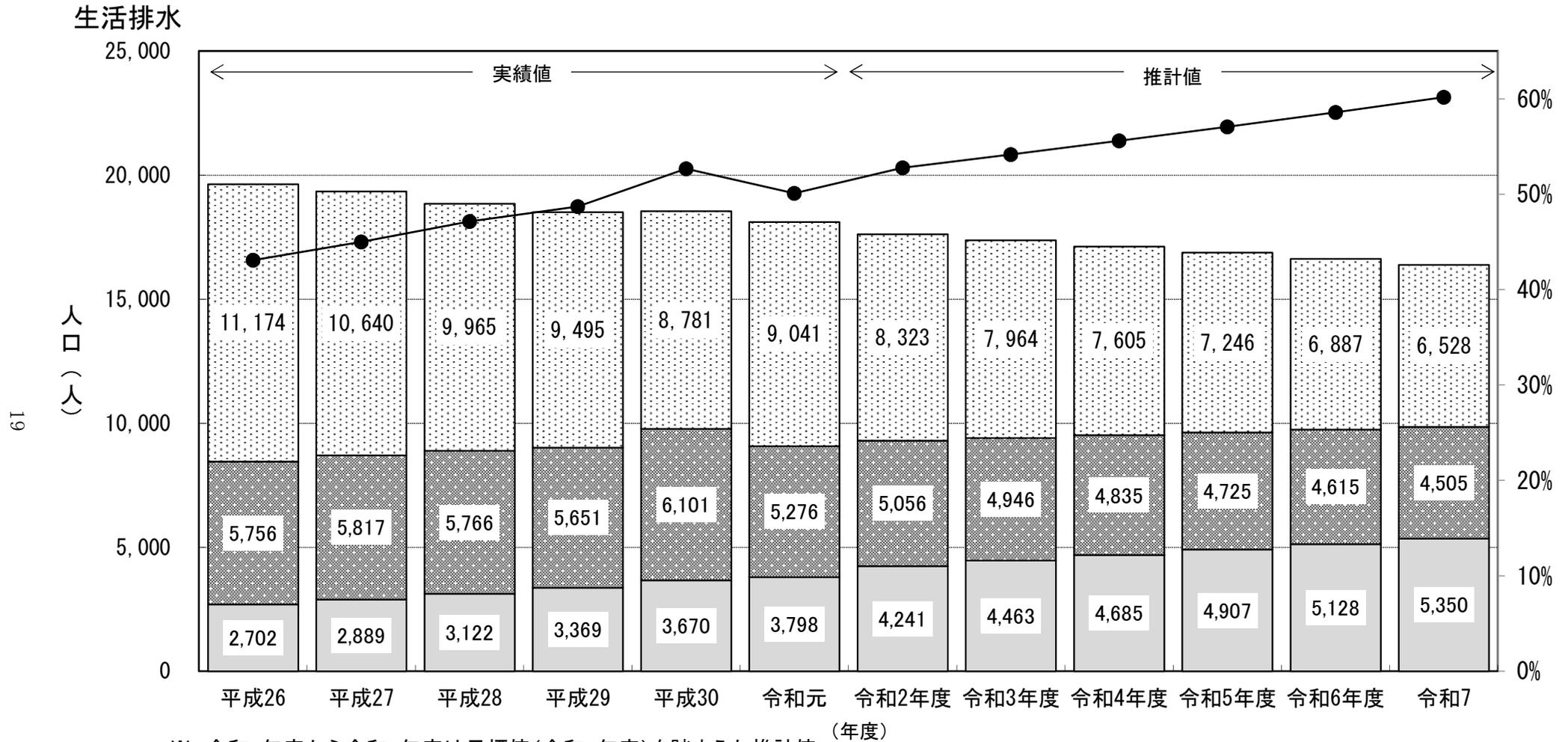
一般廃棄物等



※ 令和2年度は平成26年度から令和元年度の平均値。令和3年度から令和6年度は目標値(令和7年度)を踏まえた推計値。



添付資料2 人口等の要因に関するトレンドグラフ(目標の設定に関するグラフ)



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名 ※2	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考		
				単位	開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 7年度	
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							295,669	0	114,638	181,031	0	0	295,669	0	114,638	181,031	0	0
リサイクルセンター整備事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ選別施設整備							0						0					
破碎・選別施設整備							0						0					
不要品再生施設整備							0						0					
展示施設整備							0						0					
ストックヤード整備事業	1	築上町	900 m ²	R3	R5		295,669		114,638	181,031			295,669		114,638	181,031		
容器包装リサイクル推進施設整備事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分別回収拠点整備							0						0					
小規模ストックヤード整備							0						0					
簡易プレス機整備							0						0					
ごみ収集車整備							0						0					
灰溶融施設整備事業							0						0					
その他の施設整備事業等(施設名記載)							0						0					
○エネルギー回収等に関する事業							277,288	109,980	167,308	0	0	0	248,092	103,891	144,201	0	0	0
ごみ焼却施設整備事業	1	築上町	30 t/d	R3	R5		277,288	109,980	167,308				248,092	103,891	144,201			
メタンガス化施設整備事業							0						0					
ごみ燃料化施設整備事業							0						0					
その他の施設整備事業等(施設名記載)							0						0					
○有機性廃棄物リサイクル推進に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ飼料化施設整備事業							0						0					
ごみたい肥化施設整備事業							0						0					
○廃棄物運搬中継に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サテライトセンター整備事業							0						0					
○最終処分に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分場整備事業							0						0					
最終処分場再生事業							0						0					
○L原処理に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥再生処理センター整備事業							0						0					
コミュニティ・プラント整備事業							0						0					
○浄化槽に関する事業							33,600	8,400	8,400	8,400	8,400	0	33,600	8,400	8,400	8,400	8,400	0
浄化槽設置整備事業	2	築上町	22 基	R2	R6		33,600	8,400	8,400	8,400	8,400		33,600	8,400	8,400	8,400	8,400	
公共浄化槽等整備推進事業							0						0					
浄化槽整備効率化事業							0						0					
○施設整備に関する計画支援事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○災害廃棄物処理計画策定支援事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計							606,557	118,380	290,346	189,431	8,400	0	577,361	112,291	267,239	189,431	8,400	0

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
 ※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
 ※6 焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの		ごみ処理の有料化	ごみ処理手数料の有料化を継続する。また、状況に応じ、町指定家庭ごみ袋の価格の見直しを検討する。	築上町	R3	R7		ごみ処理の有料化					
		生ごみ処理機等の利用促進	生ごみ処理機器の購入者に対し補助金を交付し、生ごみの堆肥化、減量化を図る。	築上町	R3	R7		生ごみ処理機等の利用促進					
		ワンウェイプラスチック製品の使用削減	マイボトル、マイバック等の使用を呼びかける。また、イベント等で使用される容器のリユース食器への転換を推進する。	築上町	R3	R7		ワンウェイプラスチック製品の使用削減					
		食品ロスの削減に関する情報発信	食品ロスの削減に関する先進的な優良事例を収集し、町民・事業者へ情報提供を行うとともに、取組実施に当たっては支援を行う。	築上町	R3	R7		食品ロスの削減に関する情報発信					
		資源物の分別徹底	資源物が可燃性ごみとして排出されないよう、町報や町HPを活用し、町民・事業者へ分別徹底を啓発する。	築上町	R3	R7		資源物の分別徹底					
		集団資源回収の促進	PTA や子ども会等の団体による資源回収を促進するため、築上町古紙回収促進補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することで活動を支援する。	築上町	R3	R7		集団資源回収の促進					
		環境教育、啓発活動の充実	住民、事業者に対してごみの減量化、再利用及び再資源化、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的となるよう関係団体と協力していく。	築上町	R3	R7		環境教育、啓発活動の充実					
処理体制の構築、変更に関するもの		ごみステーションの適正配置	ごみステーションの適正な配置等を地域と連携して検討する。	築上町	R3	R7		ごみステーションの適正配置					
		3Rを推進する体制の構築	3Rを適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくり・拠点づくりを検討する。	築上町	R3	R7		3Rを推進する体制の構築					
処理施設の整備に関するもの	1	(仮称)築上町清掃センター焼却施設解体及びストックヤード整備事業	リサイクル推進のためのストックヤードを整備する。(焼却施設解体を含む)	築上町	R3	R5	○	解体及び建設工事					
	2	浄化槽設置整備事業		築上町	R2	R6	○	浄化槽設置整備事業					
施設整備に係る計画支援に関するもの		—	—	—									
その他		適正処理困難物等の対応	本町の収集・処理体制では処理が困難な廃棄物は、購入した販売店等による引き取り、または一般廃棄物処理業者の活用を促進させる。	築上町	R3	R7		適正処理困難物等の対応					
		不法投棄対策等の強化	法令やごみ出しルールの普及・啓発に努め、廃棄物の不法投棄に対する監視体制を強化するとともに違反者に対しては厳格な対応を行うことにより、不法投棄の防止を図る。	築上町	R3	R7		不法投棄対策等の強化					
		災害時の廃棄物処理	災害時に発生する廃棄物については、「築上町災害廃棄物処理計画」に基づき地域内及び周辺地域と連携し対応する。	築上町	R3	R7		災害時の廃棄物処理					

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 福岡県

(1) 事業主体名	築上町
(2) 施設名称	ストックヤード
(3) 工期	令和4年度 ～ 令和5年度
(4) 施設規模	約900 m ²
(5) 処理方式	一時保管
(6) 地域計画内の役割	ごみと資源の分別収集の徹底により廃棄物の減量化を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	可燃性粗大ごみ（布団、マット、ベッド等） ペットボトル（予定）
-------------	------------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	543,608 千円
------------	------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福岡県

(1) 事業主体名	築上町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域等の水質汚濁を防止するために、浄化槽10基（25人分）を整備するもの。
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3（1）ア～（エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域（瀬戸内海水域）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 420,000 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	50基 (8人分)	332	49,800	49,800
6～7人槽	55基 (7人分)	414	68,310	68,310
8～10人槽	5基 (5人分)	548	8,220	8,220
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	110基 (270人分)			